

# みせ税理士 の

# 相続相談手帖 第40話

**Q** 私は相続税対策のため、今後10年かけて財産を子供・孫に生前贈与する予定です。今回は財産の中でも、『**上場株式**』の贈与のコツがあれば教えてください。

**A** 上場株式の贈与は、**4つの価格**から**最も低い価格**を選択することができます。

上場株式の贈与は現預金の贈与と比較しながらその特徴、留意点の検討をします。まず、上場株式はケースによって現預金の贈与より節税効果が高いケースがあります。

## 【節税効果の高い上場銘柄の例】

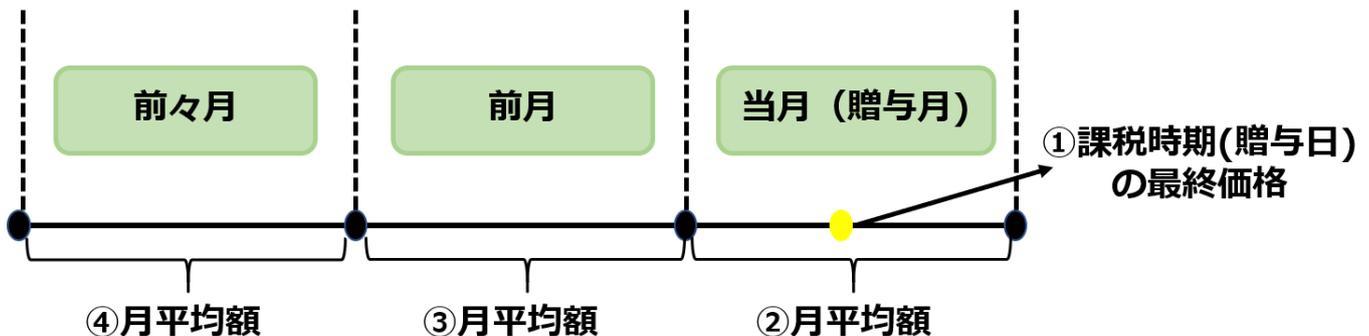
- 値動きの変動が少なく、安定的な配当が見込まれる株式
- 一時的に株価が下落している株式

これらの株式は、値上がり益や配当金が**直接**、子や孫に入金されるため、相続財産から除外することができます。

贈与税には財産の贈与を受ける人に対して年110万円の基礎控除があります。株価が日々変動する上場株式は、現預金に比べてタイミングが難しいように思えますが、実は計画的な贈与ができる評価方式になっています。

上場株式の税制上の評価は、贈与時点の株価とは限りません。

その月、前月、前々月それぞれの月間平均を含めた**4つの価格**から**最も低い価格**を選択することができます。



最後に上場株式を贈与する際の留意点をまとめておきます。

- 株主優待権の付与されている株式を贈与した場合、株数が分散されることで、**株主優待メリットが受けられなくなる可能性があります。**
- 上場株式は、贈与される人の口座が同じ証券会社であれば、比較的簡単な手続きで贈与することが可能ですが、**他社口座への贈与は、証券会社によって取り扱いが異なり、複雑になるケースがあります。**
- 損益通算や源泉徴収ができる「特定口座」の間の贈与に制約があり、一時的に贈与を受けた人は「**一般口座**」となり、**毎年、所得税の確定申告が必要になります。**

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男  
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F  
 TEL: 0120-985-556 URL: [www.aoba-atm.com/](http://www.aoba-atm.com/)

セカンド・オピニオン  
受付中